

美浜発電所保安規定審査資料	R0
提出年月日	2021年 4月20日

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料

関西電力株式会社



#### 添付資料

- 1：組織改正他に伴う保安規定の改正について

#### 補足説明資料

- 1：美浜発電所原子炉施設保安規定  
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明
- 2：美浜発電所原子炉施設保安規定  
上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容



# 組織改正他に伴う保安規定の改正について

関西電力株式会社

添付資料 1

# 1. 組織改正の概要・目的

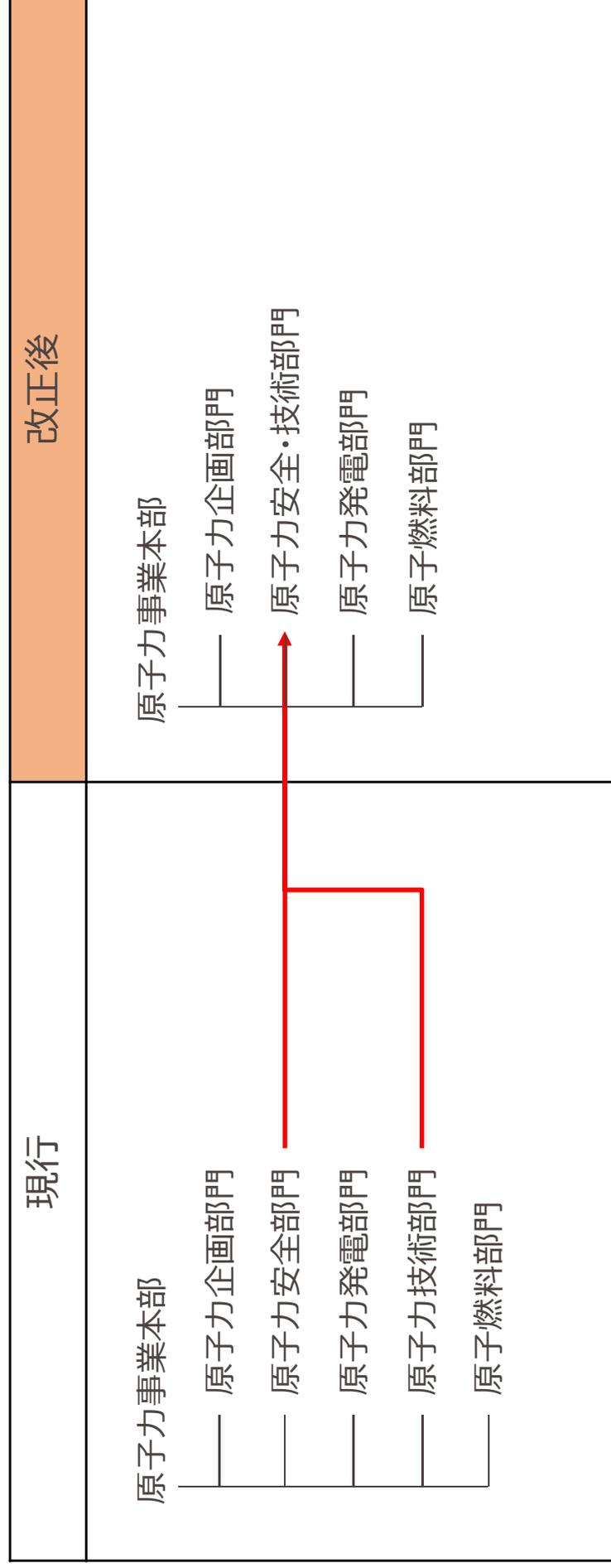
# 1. 組織改正の概要・目的（1 / 3）

## ① 原子力安全部門と原子力技術部門の統合

原子力安全部門と原子力技術部門を統合し、原子力安全・技術部門とする。

### （組織改正の目的）

技術部門の主たる業務である設備の設計や建設技術等の技術統括に関わる業務は安全部門が実施する安全評価、安全解析と密接に関連していることから、安全と技術の連動性を高め、更なる安全性の強化を図る。

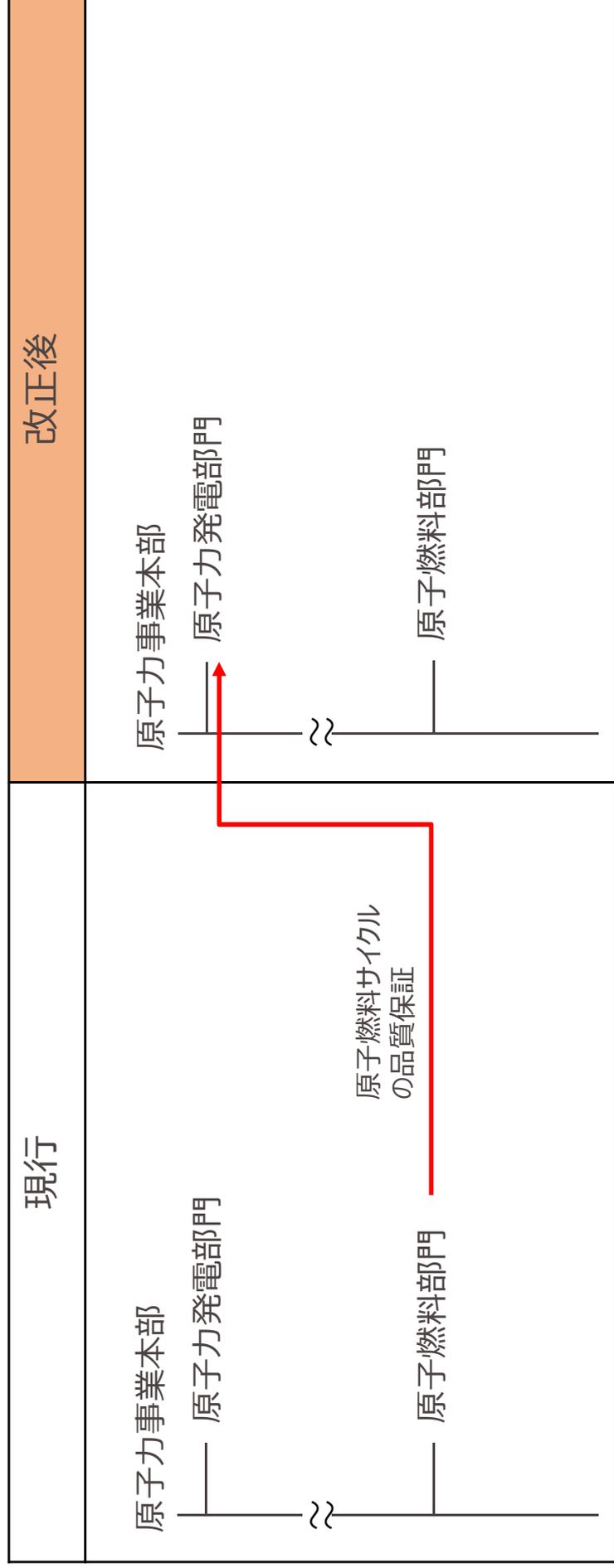


# 1. 組織改正の概要・目的 (2 / 3)

② 原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務の原子力発電部門への移管  
原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務について原子力発電部門へ移管する。

## (組織改正の目的)

原子燃料サイクルに関する品質保証機能と原子力発電に関する品質保証機能を統合し、これまでの別々の組織で実施していた是正処置プログラム (CAP) 等の業務を一本化することにより、それぞれの要員のスキル向上や業務の幅を広げ、品質保証活動全体としてより実効的な体制とする。



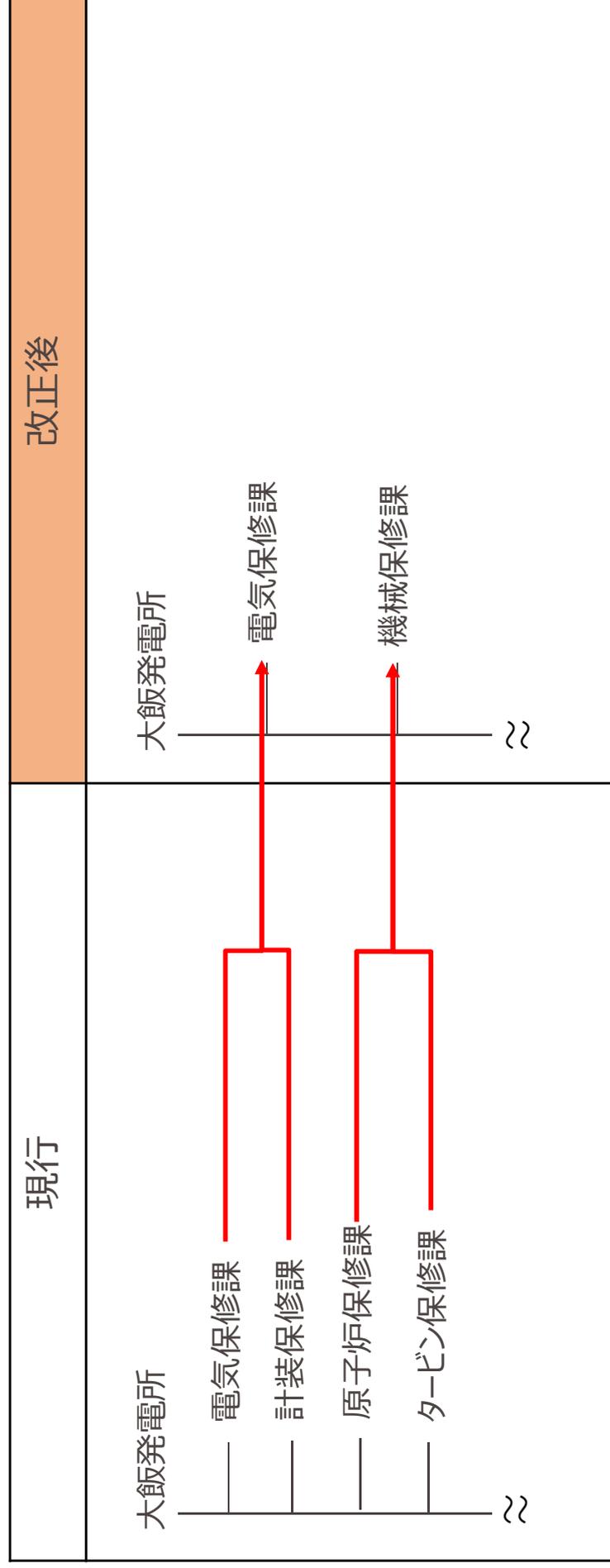
# 1. 組織改正の概要・目的 (3 / 3)

## ③ 大飯発電所の保修課の統合

大飯発電所の「電気保修課」と「計装保修課」と「原子炉保修課」と「タービン保修課」を統合し、それぞれ「電気保修課」「機械保修課」とする。

### (組織改正の目的)

大飯発電所は3・4号が再稼働し、1・2号が廃止措置体制となっていることから、その状態に合わせた最適な組織体制の構築のため、保修課を統合し、それぞれの要員のスキル向上や業務の幅を広げること、更なる安全性の向上を図る。



## 2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容

## 2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容（1 / 6）

6

### ① 原子力安全部門と原子力技術部門の統合

・原子力安全部門は、原子炉施設保安規定や原子炉設置許可申請、原子炉設備の安全技術評価、原子力防災対策等を実施する組織

→ 現行の保安規定では、原子力安全部門統括の職務として下記のとおり記載

**a** 原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する。

（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。

・原子力技術部門（原子力技術）は、原子炉施設のシステム設計・建設、保全に係る技術統括、運用高度化等を実施する組織

→ 現行の保安規定では、原子力技術部門統括（原子力技術）の職務として下記の通り記載

**b** 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設の設計・保全に関する技術的業務を統括する。

（火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。

・両部門を統合し、原子力安全・技術部門を新設することにより安全と技術の連動性を高め、更なる安全性の強化を図るが、全体として実施する業務に変更はない。

これに伴い、原子力安全部門と原子力技術部門が統合されることを、保安規定に適切に反映する。具体的には、原子力技術部門統括（原子力技術）の職務であった上記下線部bの記載を削除し、原子力安全部門統括を原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）に変更した上で、上記下線部aの記載にbの記載を追記する。（詳細は次ページ参照）また、各条文の主語について、「原子力安全部門統括」および「原子力技術部門統括（原子力技術）」を「原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」に変更し、「原子力技術部門統括（土木建築）」を「原子力安全・技術部門統括（土木建築）」に変更する。

## 2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容 (2 / 6)

7

### ① 原子力安全部門と原子力技術部門の統合

		改正後（保安規定施行後）
保安規定（第5条）	現行	<p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(8) <u>原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設的设计・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</u></p> <p>(9) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p>
主な業務内容	原子力安全部門 原子力技術部門（原子力技術）	<p style="text-align: center;"><b>原子力安全・技術部門（原子力安全・技術）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設的设计・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>原子力安全・技術部門（土木建築）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）</li> </ul>

## 2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容（3 / 6）

8

### ② 原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務の原子力発電部門への移管

- 原子力発電部門は、原子力発電計画や運用、原子力発電に関する品質保証活動、中長期設備計画および工事統括、放射線管理、高経年対策等を行う組織

→ 現行の保安規定では、原子力発電部門統括の職務として下記の通り記載

- a** 原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設の設計・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。

- 原子燃料部門は、原子燃料サイクルに関する実施計画や品質保証活動、使用済燃料の搬出や再処理、原子燃料の安全評価や輸送計画等を行う組織

→ 現行の保安規定では、原子燃料部門統括の職務として下記のとおり記載

- 原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）およびその品質保証活動に関する業務を統括する。**b**

- 原子燃料部門の原子力燃料サイクルの品質保証活動を原子力発電部門に移管し、管理の一元化を図るが、全体として実施する業務に変更はない。

これに伴い、原子力燃料部門から原子力発電部門へ業務が移管されることを、保安規定に適切に反映する。

具体的には、原子力燃料部門統括の職務であった上記下線部bを削除し、代わりに原子力発電部門統括の職務に追加するため上記下線部aを「原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動」に変更をする。（詳細は次ページ参照）

## 2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容 (4/6)

### ② 原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務の原子力発電部門への移管

	現行	改正後 (保安規定施行後)
保安規定 (第5条)	<p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守、放射性廃棄物管理、原子力発電施設の設計・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。 (中略)</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル (原子燃料サイクル室長所管業務を除く。) およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p>	<p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設の設計・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル (原子燃料サイクル室長所管業務を除く。) に関する業務を統括する。</p>
主な業務内容	<p>原子力発電部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電の品質保証活動</li> <li>原子力発電所の運転保守</li> <li>放射線管理、放射性廃棄物管理</li> <li>原子力発電施設の設計・保全</li> <li>高経年対策に関する技術的業務</li> </ul> <p>原子燃料部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子燃料サイクル (原子燃料サイクル室長所管業務を除く。) に関する業務</li> <li>原子燃料サイクルの品質保証活動</li> </ul>	<p>原子力発電部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電の品質保証活動</li> <li>原子燃料サイクルの品質保証活動</li> <li>原子力発電所の運転保守</li> <li>放射線管理、放射性廃棄物管理</li> <li>原子力発電施設の設計・保全</li> <li>高経年対策に関する技術的業務</li> </ul> <p>原子燃料部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子燃料サイクル (原子燃料サイクル室長所管業務を除く。) に関する業務</li> </ul>

### ③ 大飯発電所の保修課の統合

- ・電気保修課は発電所の電気設備、計装保修課は計装設備、原子炉保修課は機械設備（タービン設備以外）、タービン保修課は機械設備（タービン設備）に係る保守を行う組織  
 → 現行の保安規定では、各保修課長の職務として下記のとおり記載。  
 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理に関する業務を行う。  
 b 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理に関する業務を行う。  
 c 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理に関する業務を行う。  
 e タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理に関する業務を行う。

- ・電気保修課と計装保修課、原子炉保修課とタービン保修課を統合することにより柔軟かつ効率的な業務運営が出来る体制の構築を図るが、全体として実施する業務に変更はない。

これに伴い、大飯発電所の保修課が統合されることを、保安規定に適切に反映する。  
 具体的には、上記下線部bの記載を削除し、上記下線部aを「電気設備」→「電気設備および計装設備」に変更する。また、上記下線部dおよび上記下線部eの記載を削除し、上記下線部cの記載を「原子炉」→「機械」へ変更する。（詳細は次ページ参照）  
 また、各条文の主語について「計装保修課長」→「電気保修課長」、「タービン保修課長」、「原子炉保修課長」→「機械保修課長」への変更をおこなう。

- ・なお、大飯3号機は現在、定期事業者検査中であるため、保安規定認可日またはすでに提出済の「定期事業者検査要領書」や「使用前事業者検査要領書」に基づいて実施する検査が終了する日のいずれが遅い日より起算し、30日を超えない範囲で組織改正を行う。

## 2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容 (6 / 6)

### ③ 大飯発電所の保修課の統合

		改正後 (保安規定施行後)
保安規定 (第5条)	現行	<p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理 (電気工事グループ課長所管業務を除く。) に関する業務を行う。</p> <p>(17) <u>計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理 (電気工事グループ課長所管業務を除く。) に関する業務を行う。</u></p> <p>(18) <u>原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備 (タービン設備を除く。) に係る保守、修理 (機械工事グループ課長所管業務を除く。) に関する業務を行う。</u></p> <p>(19) <u>タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備 (タービン設備) に係る保守、修理 (機械工事グループ課長所管業務を除く。) に関する業務を行う。</u></p>
		<p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理 (電気工事グループ課長所管業務を除く。) に関する業務を行う。</p> <p>(17) <u>機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理 (機械工事グループ課長所管業務を除く。) に関する業務を行う。</u></p>
主な業務内容	<p>電気保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の電気設備に係る保守、修理 (電気工事グループ課長所管業務を除く。)</li> </ul> <p>計装保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の計装設備に係る保守、修理 (電気工事グループ課長所管業務を除く。)</li> </ul> <p>原子炉保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の機械設備 (タービン設備を除く。) に係る保守、修理 (機械工事グループ課長所管業務を除く。)</li> </ul> <p>タービン保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の機械設備 (タービン設備) に係る保守、修理 (機械工事グループ課長所管業務を除く。)</li> </ul>	<p>電気保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の電気設備、計装設備に係る保守、修理 (電気工事グループ課長所管業務を除く。)</li> </ul> <p>機械保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の機械設備に係る保守、修理 (機械工事グループ課長所管業務を除く。)</li> </ul>

### 3. コンプライアンス意識の向上のための 活動に係る会議名称変更の概要および 保安規定の変更内容

### 3. コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称変更の概要および保安規定の変更内容 13

○当社経営理念等が新たに策定されたことに伴い、同理念等で「CSR」という言葉が使用されないこととなった。

○これに合わせ、第2条の2※に定める「原子力部門CSR推進委員会」の名称も、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施するという同条の趣旨に沿い、「コンプライアンス」に統一するもの。

※美浜発電所の第138条、大飯発電所の第143条も同様

改正後	現行
<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、<b>原子力部門CSR推進委員会</b>を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況の評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、<b>原子力部門CSR推進委員会</b>を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況の評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>

## 4. 保安規定第34条（計測および制御装置） 等の確認事項欄記載適正化の概要および 保安規定の変更内容

#### 4. 保安規定第34条（計測および制御装置）等の確認事項欄記載適正化の概要および 保安規定の変更内容

##### ○記載適正化の概要

- ・当社各発電所の保安規定第34条（計測および制御装置）等の記載について、「確認事項」欄（サーベイランス）の記載を適正化する。

##### ○保安規定の変更内容

###### ・変更前（例）

左記の例示のとおり「加圧器圧力～中性子束（中性子源領域）」の各「機能」に対して、2項目の「確認事項」（サーベイランス）が該当するが、当該項目の区分が実線で記載されているため、どの「機能」に対応する「確認事項」なのか、分りにくい記載となっている。

###### ・変更後（例）

「加圧器圧力～中性子束（中性子源領域）」の各「機能」に対して、2項目の「確認事項」が該当すること  
が明確となるよう、区分を点線で記載する。

### 変更前（例）

表34-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	条件	措置※2 (中略)		確認事項	頻度	担当
			機能无法满足できない場合	完了時間			
加圧器圧力	モード1、2および3	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係 課長
		B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
加圧器水位 蒸気発生器水位（広域） 主蒸気圧力	モード1、2、3および4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係 課長
		B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
中性子束（中性子源領域）	モード2 (P-6イ ンターロ ック未満)、 3 および4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係 課長
		B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			

### 変更後（例）

表34-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	条件	措置※2 (中略)		確認事項	頻度	担当
			機能无法满足できない場合	完了時間			
加圧器圧力	モード1、2および3	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係 課長
		B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
加圧器水位 蒸気発生器水位（広域） 主蒸気圧力	モード1、2、3および4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係 課長
		B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
中性子束（中性子源領域）	モード2 (P-6イ ンターロ ック未満)、 3 および4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係 課長
		B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			

美浜発電所原子炉施設保安規定

保安規定審査基準の要求事項に対する  
保安規定変更内容の説明

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第9 2条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第4 3条の3の2 4第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」に該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

#### 1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第9 2条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【〇〇関連にて変更】と明示する。

#### 2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等—保安規定条文の変更」について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書等)の変更概要を記載する。

なお、上述②の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

#### 補足説明資料

必要により、変更内容の詳細事項を説明する。

# 1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

: 主要な変更対象の項目

## (1) 第1編 (3号炉)

保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 (経営責任者の関与を含む。) に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令および本規定の遵守	【実用炉規則第92条第1項第1号関連】
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第92条第1項第2号関連】
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム (以下「QMS」という。) については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可 (以下単に「許可」という。) を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和2年原子力規制委員会規則第2号) 及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈 (原規規発第1912257号-2 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定)) を踏まえて定められていること。	第2条の2	関係法令および本規定の遵守	有
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第92条第1項第2号関連】
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第92条第1項第2号関連】
		第11条	原子炉施設の定期的な評価	有
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	有
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第5条	保安に関する職務	有
実用炉規則第92条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第4条	保安に関する組織	【実用炉規則第92条第1項第3号関連】
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容 (発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。) について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第5条	保安に関する職務	【実用炉規則第92条第1項第3号関連】
		第6条	原子力発電安全委員会	【実用炉規則第92条第1項第8号亦関連】
		第8条	原子力発電安全運営委員会	—
		第9条	原子炉主任技術者の選任	—
		第10条	原子炉主任技術者の職務等	—
		第9条	原子炉主任技術者の選任	—
		第9条	原子炉主任技術者の選任	—
		3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第9条	原子炉主任技術者の選任

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。		第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第92条第1項第2号関連】	
		第8条	原子力発電安全運営委員会	—	
		第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	—	
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—	
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。		第8条	原子力発電安全運営委員会	—
			第10条	原子炉主任技術者の職務等	—
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—	
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第131条	所員への保安教育	—	
		第132条	請負会社従業員への保安教育	—	
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第131条	所員への保安教育	—	
		第132条	請負会社従業員への保安教育	—	
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第131条	所員への保安教育	—	
		第132条	請負会社従業員への保安教育	—	
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第132条	請負会社従業員への保安教育	—	
		第131条	所員への保安教育	—	
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第132条	請負会社従業員への保安教育	—	
		第131条	所員への保安教育	—	
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第13条	運転員等の確保	—	
		第13条の2	運転管理業務	—	
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第15条	運転管理に関する社内標準の作成	—	
		第16条	引継	—	
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第13条の2	運転管理業務	—	
		第17条	原子炉起動前の確認事項	—	
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第18条	火災発生時の体制の整備	—	
		第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—	
		第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	有	
		第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	有	
		第18条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—	
		第18条の4	資機材等の整備	—	
		第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】		
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第19条	水質管理	—	
第20条		停止余裕	—		
7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系					

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文	変更有無
<p>統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	第21条	臨界ボロン濃度	—
	第22条	減速材温度係数	—
	第23条	制御棒動作機能	—
	第24条	制御棒の挿入限界	—
	第25条	制御棒位置指示	—
	第26条	炉物理検査 —モード1—	—
	第27条	炉物理検査 —モード2—	—
	第28条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	—
	第29条	原子炉熱出力	—
	第30条	熱流束熱水路係数 ( $F_0(Z)$ )	—
	第31条	核的エンタルピ上昇熱水路係数 ( $F_{\Delta n}^n$ )	—
	第32条	軸方向中性子束出力偏差	—
	第33条	1/4 炉心出力偏差	—
	第34条	計測および制御設備	有
	第35条	DNB比	—
	第36条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	—
	第37条	1次冷却系 —モード3—	—
	第38条	1次冷却系 —モード4—	—
	第39条	1次冷却系 —モード5（1次冷却系満水）—	—
	第40条	1次冷却系 —モード5（1次冷却系非満水）—	—
	第41条	1次冷却系 —モード6（キャビティ高水位）—	—
	第42条	1次冷却系 —モード6（キャビティ低水位）—	—
	第43条	加圧器	—
	第44条	加圧器安全弁	—
	第45条	加圧器逃がし弁	—
	第46条	低温過加圧防護	—
	第47条	1次冷却材漏えい率	—
	第48条	蒸気発生器細管漏えい監視	—
	第49条	余熱除去系への漏えい監視	—
	第50条	1次冷却材中のよう素131濃度	—
	第51条	アキュムレータ	—
	第52条	非常用炉心冷却系 —モード1、2および3—	—
	第53条	非常用炉心冷却系 —モード4—	—
	第54条	燃料取替用水タンク	—
	第55条	ほう酸注入タンク	—
	第56条	原子炉格納容器	—
	第57条	原子炉格納容器真空逃がし系	—
	第58条	原子炉格納容器スプレイ系	—
	第60条	アニュラス循環系	—
	第61条	アニュラス	—
	第62条	主蒸気安全弁	—
	第63条	主蒸気止弁	—
	第64条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	—
	第65条	主蒸気逃がし弁	—
	第66条	補助給水系	—
	第67条	復水タンク	—
	第68条	原子炉補機冷却水系	—
	第69条	原子炉補機冷却海水系	—
	第70条	制御用空気系	—
	第71条	中央制御室非常用循環系	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
		第72条	安全補機室空気浄化系	—	
		第73条	外部電源	—	
		第74条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4—	—	
		第75条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4以外—	—	
		第76条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	—	
		第77条	非常用直流電源 —モード1、2、3および4—	—	
		第78条	非常用直流電源 —モード5、6および照射済燃料移動中—	—	
		第79条	所内非常用母線 —モード1、2、3および4—	—	
		第80条	所内非常用母線 —モード5、6および照射済燃料移動中—	—	
		第81条	1次冷却材中のほう素濃度 —モード6—	—	
		第82条	原子炉キャビティ水位	—	
		第83条	原子炉格納容器貫通部	—	
		第84条	使用済燃料ピットの水位および水温	—	
		第85条	重大事故等対処設備	有	
		第86条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—	
		第86条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—	
		第87条	運転上の制限の確認	—	
		8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第88条	運転上の制限を満足しない場合	—
		9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第90条	運転上の制限に関する記録	—
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第13条の2	運転管理業務	—	
11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第91条	異常時の基本的な対応	—		
	第92条	異常時の措置	—		
	第93条	異常収束後の措置	—		
	添付1	異常時の運転操作基準（第92条関連）	—		
12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA: Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第89条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	—		
	第12条	構成および定義	—		
	第19条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—		
実用炉規則第92条第1項第8号二 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第12条の2	原子炉の運転期間	—	
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第97条	燃料の取替等	—	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	—	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—	
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—	
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	—	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
実用炉規則第92条第1項第8号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電安全委員会	有	
		第8条	原子力発電安全運営委員会	—	
実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第105条の2	管理区域の設定・解除	—	
		添付4	管理区域図（第105条の2および第106条関連）	—	
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第106条	管理区域内における区域区分	—	
		添付4	管理区域図（第105条の2および第106条関連）	—	
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第107条	管理区域内における特別措置	—	
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第108条	管理区域への出入管理	—	
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第108条	管理区域への出入管理	—	
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第109条	管理区域出入者の遵守事項	—	
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第116条	管理区域外等への搬出および運搬	—	
		第117条	発電所外への運搬	—	
8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第110条	保全区域	—		
	添付5	保全区域図（第110条関連）	—		
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第111条	周辺監視区域	—		

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	1 0. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 118 条	請負会社の放射線防護	—
		第 119 条	頻度の定義	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号 【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 101 条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第 102 条	放射性気体廃棄物の管理	—
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 1 8 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 1 2 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[1. の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第 112 条	放射線業務従事者の線量管理等	—
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 2 条	基本方針	—
		第 105 条	放射線管理に係る基本方針	—
	3. 実用炉規則第 7 8 条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 113 条	床・壁等の除染	—
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 114 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 116 条	管理区域外等への搬出および運搬	—
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第 1 3 号又は第 1 4 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 116 条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第 117 条	発電所外への運搬	—
	7. 原子炉等規制法第 6 1 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 1 4 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	—
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 1 4 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 100 条の 3	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第 100 条の 4	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 104 条	頻度の定義	—
		第 105 条の 2	管理区域の設定・解除	—
第 106 条		管理区域内における区域区分	—	
第 109 条		管理区域出入者の遵守事項	—	
第 113 条		床・壁等の除染	—	
第 116 条		管理区域外等への搬出および運搬	—	
添付 3		重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号関連】	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第 103 条	放出管理用計測器の管理	—
		第 115 条	放射線計測器類の管理	—
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第 1 8 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[1. の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第1項第13号【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第94条	新燃料の運搬	—
		第95条	新燃料の貯蔵	—
		第98条	使用済燃料の貯蔵	—
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に關することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第94条	新燃料の運搬	—
		第99条	使用済燃料の運搬	—
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第97条	燃料の取替等	—
実用炉規則第92条第1項第14号【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第100条の2	放射性固体廃棄物の管理	—
		第100条の2	放射性固体廃棄物の管理	—
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第100条の5	輸入廃棄物の管理	—
		第100条の2	放射性固体廃棄物の管理	—
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第100条の2	放射性固体廃棄物の管理	—
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第101条	放射性液体廃棄物の管理	—
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第102条	放射性気体廃棄物の管理	—
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第114条の2	平常時の環境放射線モニタリング	—
第2条		基本方針	—	
実用炉規則第92条第1項第15号【非常の場合に講ずべき措置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第100条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
		第104条	頻度の定義	—
		第121条	原子力防災組織	—
		第122条	原子力防災要員	—
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第123条	原子力防災資機材等の整備	—
		第123条	原子力防災資機材等の整備	—
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第124条	通報経路	—
第126条		通報	—	
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第121条	原子力防災組織	—	
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第127条	原子力防災体制等の発令	—	
	第128条	応急措置	—	
	第129条	緊急時における活動	—	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 （1）緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 （2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。 （3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第122条の2	緊急作業従事者の選定	—	
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第129条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第130条	原子力防災体制等の解除	—
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第125条	原子力防災訓練	—
実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	—	—	—
	（1）発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	—	—	—
	イ 火災 可燃物の管理、消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第18条	火災発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）	有
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	【実用炉規則第92条第1項第8号イからハ関連】
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	有
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	有
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。	第18条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	有

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	保安規定条文		変更有無
② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。           ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する事。           ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。           ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関する事。           ⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事。	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	有
(2) (1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	—	[以下参照]	—
イ 重大事故等発生時           ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。           ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。           ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。	—	[特定重大事故等施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	—
ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	—	[特定重大事故等施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	—
(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年 1 回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	[(1)に同じ]	[(1)に同じ]	—
(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第 18 条	火災発生時の体制の整備	—
	第 18 条の 2	内部溢水発生時の体制の整備	—
	第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イからハ関連】
	第 18 条の 3	その他自然災害発生時等の体制の整備	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イからハ関連】
	第 18 条の 3 の 2	有毒ガス発生時の体制の整備	—
	第 18 条の 4	資機材等の整備	—
	第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号関連】
	第 18 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号関連】
	添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連）	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号関連】
(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	[(1)に同じ]	[(1)に同じ]	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	—	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	—
実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第133条	記録	—
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第133条	記録	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第134条	報告	—
	4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第10条	原子炉主任技術者の職務等	—
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第134条	報告	—
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号—7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第14条	巡視点検	—
		第120条	施設管理計画	—
		第120条の2	設計管理	—
		第120条の3	作業管理	—
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第120条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	—
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	添付6	長期施設管理方針（第120条の6関連）	—
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	—	[手続きに関する事項であり保安規定には記載なし]	—
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	添付6	長期施設管理方針（第120条の6関連）	—	
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第120条の4	使用前事業者検査の実施	—	
	第120条の5	定期事業者検査の実施	—	
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第96条	燃料の検査	—	
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第120条	施設管理計画	—
実用炉規則第92条第1項第20号	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第92条第1項第2号関連】

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
【不適合発生時の情報の公開】	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第92条第1項第2号関連】
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	—
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	—

(2)第2編(1, 2号炉)

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第3項第1号 <b>【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】</b>	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第138条 関係法令および本規定の遵守	第139条 品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第92条第3項第1号関連】 【実用炉規則第92条第3項第2号関連】
	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第138条 関係法令および本規定の遵守		有
実用炉規則第92条第3項第2号 <b>【品質マネジメントシステム】</b>	1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第139条 品質マネジメントシステム計画		有
	2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第139条 品質マネジメントシステム計画		【実用炉規則第92条第3項第2号関連】
実用炉規則第92条第3項第3号 <b>【廃止措置に係る品質マネジメントシステム】</b>	前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第139条 品質マネジメントシステム計画		【実用炉規則第92条第3項第2号関連】
実用炉規則第92条第3項第4号 <b>【廃止措置を行う者の職務及び組織】</b>	1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第140条 保安に関する組織		有
		第141条 保安に関する職務		有
	2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。 i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。	第144条 廃止措置主任者の選任		—
ii. 廃止措置主任者の職務に関すること a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第145条 廃止措置主任者の職務等		—	

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。	第145条	廃止措置主任者の職務等	—
	iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。	—	〔補佐組織を設置していないため、保安規定に記載なし〕	—
	v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。	第144条	廃止措置主任者の選任	—
実用炉規則第92条第3項第5号 【廃止措置を行う者に対する保安教育】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第201条 第202条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
	2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第201条 第202条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
	3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第201条 第202条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
	4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第202条	請負会社従業員への保安教育	—
	5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第201条 第202条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
実用炉規則第92条第3項第6号 【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には 1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第151条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—
	2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。	—	〔原子炉モードスイッチが設置されていないため、保安規定に記載なし〕	—
	3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。 等が明確になっていること。	第151条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—
実用炉規則第92条第3項第7号 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第142条	原子力発電安全委員会	有
		第143条	原子力発電安全運営委員会	—
実用炉規則第92条第3項第8号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第172条の2	管理区域の設定・解除	—
		添付4	管理区域図（第105条の2および第106条関連）	—
		添付7	管理区域図（第172条の2および第173条関連）	—
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第173条	管理区域内における区域区分	—

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第174条	管理区域内における特別措置	—
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第175条	管理区域への出入管理	—
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第175条	管理区域への出入管理	—
	6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第176条	管理区域出入者の遵守事項	—
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第183条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第184条	発電所外への運搬	—
	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第177条	保全区域	—
		添付8	保全区域図（第177条関連）	—
	9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第178条	周辺監視区域	—
	10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第185条	請負会社の放射線防護	—
実用炉規則第92条第3項第9号 【排気監視設備及び排水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものについては、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第186条	頻度の定義	—
		第168条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第169条	放射性気体廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条第3項第10号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第179条	放射線業務従事者の線量管理等	—
		2) 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第136条	基本方針
	3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第172条	放射線管理に係る基本方針	—
		第183条	管理区域外等への搬出および運搬	—
	4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第180条	床・壁等の除染	—
	5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第181条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
		第183条	管理区域外等への搬出および運搬	—
	6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第184条	発電所外への運搬	—
		第166条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
	7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	—
8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—		—	

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第172条の2	管理区域の設定・解除	—
		第173条	管理区域内における区域区分	—
		第176条	管理区域出入者の遵守事項	—
		第180条	床・壁等の除染	—
		第183条	管理区域外等への搬出および運搬	—
実用炉規則第92条第3項第11号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。 2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第170条	放出管理用計測器の管理	—
		第182条	放射線計測器類の管理	—
実用炉規則第92条第3項第12号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関する事項。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第161条	新燃料の運搬	—
		第162条	新燃料の貯蔵	—
		第163条	使用済燃料の貯蔵	—
		第164条	使用済燃料の運搬	—
実用炉規則第92条第3項第13号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 6) 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第169条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第168条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第181条の2	平常時の環境放射線モニタリング	—
			第136条	基本方針
		第165条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
		第165条の2	放射性固体廃棄物の管理	—
		第165条の2	放射性固体廃棄物の管理	—
			第167条の2	輸入廃棄物の管理
		第165条の2	放射性固体廃棄物の管理	—
		第171条	頻度の定義	—
実用炉規則第92条第3項第14号 【非常の場合に講ずべき処置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第189条	原子力防災組織	—
		第190条	原子力防災要員	—
		第192条	原子力防災資機材等の整備	—
		第149条	廃止措置管理に関する社内標準の作成	—
			第193条	通報経路
		第195条	通報	—
		第189条	原子力防災組織	—
		第196条	原子力防災体制等の発令	—
			第197条	応急措置

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
		第198条	緊急時における活動	—
	6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 i. 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第191条	緊急作業従事者の選定	—
	7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第199条	緊急作業従事者の線量管理等	—
	8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第200条	原子力防災体制の解除	—
	9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第194条	原子力防災訓練	—
実用炉規則第92条第3項第15号 【設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。  i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあつては、ロに掲げる事象を除く。）を含めること。  イ 火災 可燃物の管理、消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。  ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。  ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。  ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。  ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。  iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。  iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	—	—	—
	i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあつては、ロに掲げる事象を除く。）を含めること。	第152条	地震・火災等発生時の措置	—
		第153条	電源機能等喪失時等の体制の整備	—
	イ 火災 可燃物の管理、消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第152条	地震・火災等発生時の措置	—
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	第153条	電源機能等喪失時等の体制の整備	—
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。			
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。			
	ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。			
	iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。  iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。			

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 16 号 <b>【発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】</b>	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 203 条	記録	—
	2) 実用炉規則第 6 7 条又は研開炉規則第 6 2 条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第 139 条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第 92 条第 3 項第 2 号関連】
		第 203 条	記録	—
	3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。	第 204 条	報告	—
		第 145 条	廃止措置主任者の職務等	—
4) 特に、実用炉規則第 1 3 4 条各号又は研開炉規則第 1 2 9 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 204 条	報告	—	
	5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 204 条	報告	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 17 号 <b>【発電用原子炉施設の施設管理】</b>	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号-7（令和元年 1 月 2 5 日原子力規制委員会決定）を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。）。	第 148 条	巡視	—
		第 187 条	施設管理計画	—
		第 187 条の 2	設計管理	—
		第 187 条の 3	作業管理	—
	2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 187 条の 4	使用前事業者検査の実施	—
第 187 条の 5	定期事業者検査の実施	—		
実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号 <b>【保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有】</b>	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第 187 条	施設管理計画	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 19 号 <b>【不適合に関する情報の公開】</b>	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。	第 139 条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第 92 条第 3 項第 2 号関連】
		2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第 139 条	品質マネジメントシステム計画
実用炉規則第 92 条第 3 項第 20 号 <b>【廃止措置の管理】</b>	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第 146 条	構成および定義	—
		第 147 条	運転員の確保	—
		第 147 条の 2	運転管理業務	—
		第 149 条	廃止措置管理に関する社内標準の作成	—
		第 150 条	引継	—
		第 152 条	地震・火災等発生時の措置	—
		第 154 条	安全貯蔵措置	—
		第 155 条	工事の計画および実施	—
		第 156 条	工事完了の報告	—
		第 157 条	使用済燃料ピットの水温	—
		第 158 条	施設運用上の基準の確認	—
		第 159 条	施設運用上の基準を満足しない場合	—
		第 160 条	施設運用上の基準に関する記録	—
		第 165 条の 2	放射性固体廃棄物の管理	—
第 166 条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—		
第 167 条	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—		

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
		第168条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第169条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第203条	記録	—
実用炉規則第92条第3項第21号 <b>【その他必要な事項】</b>	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第135条	目的	—
	2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第135条	目的	—

## 2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「 <u>黒字（赤下線）</u> 」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（2次文書等）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。

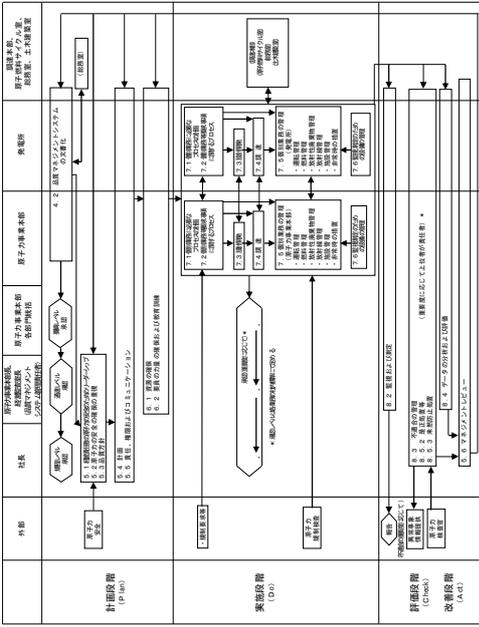
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則 (保安規定)	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容				
第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。	一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。	一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについて 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについて は、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書等に基づき、重要度等に応じて定めらるることに、これを遵守すること。また、これら文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2（関係法令および本規定の遵守） 【実用炉規則第92条第1項第1号】（後述）にて整理 第3条（品質マネジメントシステム計画） 【実用炉規則第92条第1項第2号】（後述）にて整理	・第2条の2および第3条の変更にについては、要領書、手順書その他保安に関する文書の変更および遵守に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。		
	二 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に履行するため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていること。	（関係法令および本規定の遵守） 第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。 2. 社長は、以下の事項を実施する。 （1）コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。 （2）原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。 3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。 （1）コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。 （2）(1)に定めた計画の実施状況を評価する。 （3）(1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。 （4）(2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。 4. 第4条（保安）に関する組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。	・コンプライアンス意識の向上のための活動に係る変更を行うが、コンプライアンス体制構築に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	安全文化通達	・コンプライアンス意識向上のための活動に係る年度計画および年次結果評価を含む事項を審議する会議について、保安規定記載の会議名称に変更を行う。	
二 品質マネジメントシステムに関する事項（品質管理基準規則第五号に規定する手順書等（第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関する事項を含む。）。	【品質マネジメントシステム】					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
	<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしてしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の低位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>第3条（品質マネジメントシステム計画）                      [実用炉規則第92条第1項第2号]（後述）にて整理</p>	<p>・第3条の変更については、品質マネジメントシステムの内容に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>			
		<p>第3条（品質マネジメントシステム計画）                      [実用炉規則第92条第1項第2号]（後述）にて整理</p>	<p>・第3条の変更については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組み等に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 (品質マネジメントシステム計画) 第3条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 図3-1 品質マネジメントシステム体系図	記載の考え方 ・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。	該当規定文書 原子力発電の安全に係る品質保証規程	社内規定文書 記載内容の概要 ・原子力部門における品質マネジメントに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。
	4. 手順書の保安規定上の位置付けに関する位置付は、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	<p>図3-1 品質マネジメントシステム体系図</p>  <p>（注1）本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上でPDCAに分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>（注2）原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）、原子力安全・技術部門統括（土木建築）、原子力発電部門統括、原子力燃料部門統括のいずれかを指す。 (以下略)</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子力技術部門統括（土木建築）の名称を変更する。（職務の変更はなし）</p>		
	4. 手順書の保安規定上の位置付けに関する位置付は、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	<p>第3条 (品質マネジメントシステム計画) [実用炉規則第92条第1項第2号 (前述) にて整理</p>	<p>・第3条の変更については、QMSに係る文書の階層的な体系における位置付けに係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関することと（次号に掲げるものを除く。）。	<p>【実用炉規則第92条第1項第3号】 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】</p> <p>1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>（原子炉施設の定期的な評価） 第11条 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。                      (1) 保安活動の実施の状況の評価                      (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p> <p>2. 原子炉部門は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価および改善ならびに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p> <p>（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<p>・第11条の変更については、原子炉施設の定期的な評価に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>	<p>原子炉発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>原子炉部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>
		<p>（以下略）</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子炉安全部門統括と原子炉技術部門統括を統合する。</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子炉技術部門統括（土木建築）の名称を変更する。</p>	<p>原子炉発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>原子炉部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用戸規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 本店における保安に関する職務は次のとおり。            (1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。            (2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。            (3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第2条の2第3項の職務を行う。            (4) 原子力事業本部長代理および第1項(6)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。            (5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。            (6) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設的设计・保全(原子力安全・技術部門統括(土木建築)および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。            (7) 原子力安全・技術部門統括(土木建築)は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。            (8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。            (9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)に関する業務を統括する。            (10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。            (11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。            (12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。            (13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。            (14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。            (15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に係る業務を含む。            (16) 各職位は、第3条8.2.4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。            (17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。            (18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子力技術部門統括(土木建築)の名称を変更する。(職務の変更はなし)</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子燃料部門統括が所管していた原子燃料サイクルに関する品質保証活動業務について、原子力発電部門統括へ移管するよう記載を変更した。 (原子燃料部門統括が所管していた当該職務については削除した)</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>

(以下略)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>第4条 (保安に関する組織) 〔実用炉規則第92条第1項第3号〕(前述)にて整理</p> <p>第5条 (保安に関する職務) 〔実用炉規則第92条第1項第3号〕(前述)にて整理</p>	<p>・ 第4条および第5条の変更については、発電所の組織改正を実施しないことから、審査基準に影響なし。</p>		
<p>四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>五 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>六 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】</p>				
	<p>2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>第3条 (品質マネジメントシステム計画) 〔実用炉規則第92条第1項第2号〕(前述)にて整理</p> <p>第5条 (保安に関する職務) 〔実用炉規則第92条第1項第3号〕(前述)にて整理</p> <p>第6条 (原子力発電安全委員会) 〔実用炉規則第92条第1項第8号ホ〕(後述)にて整理</p> <p>第8条 (原子力発電安全運営委員会) 第9条 (原子炉主任技術者の選任) 第10条 (原子炉主任技術者の職務等) 〔変更なし〕</p>	<p>・ 第3条、第5条、第6条の変更については、発電用原子炉主任技術者の職務範囲およびその内容を変更しないことから、審査基準に影響なし。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	4. 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条 (品質マネジメントシステム計画) [実用炉規則第92条第1項第2号] (前述) にて整理  第8条 (原子力発電安全運営委員会) 第9条の2 (電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の選任) 第10条の2 (電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の職務等)  [変更なし]	・ 第3条の変更については、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の職務範囲およびその内容を変更しないことから、審査基準に影響なし。		
ハ 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があった場合の措置に関すること。(第十五号に掲げるものを除く。)	5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の2の2 技術課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備 (中略) 6. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。 ※1: 火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。			
				原子力発電の安全に係る品質保証規程	・ 原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。
					・ 本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	保安規定審査基準	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 技術課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（地震、津波および竜巻等）をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 (中略)</p> <p>5. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）および原子炉安全・技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）および原子炉安全・技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p> <p>第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備） [実用炉規則第92条第1項第16号関連]（後述）にて整理]</p> <p>添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連） [実用炉規則第92条第1項第16号関連]（後述）にて整理]</p> <p>添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連） [実用炉規則第92条第1項第16号関連]（後述）にて整理]</p> <p>第18条（火災発生時の体制の整備） 第18条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備） 第18条の4（資機材等の整備） [変更なし]</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子炉安全部門統括と原子炉技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子炉技術部門統括（土木建築）の名称を変更する。（職務の変更はなし）</p> <p>・第18条の5、添付2および添付3の変更については、地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む）等の発生時に講ずべき措置に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>	<p>原子炉発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <p>・原子炉部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
	<p>7. 発電用原予炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイベンチ」）、LCOを逸脱した場合及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>（計測および制御設備） 第34条 次の計測および制御設備は、表34-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装 (2) 工学的安全施設等作動計装 (3) 事故時監視計装 (4) デイゼル発電機起動計装 (5) 中央制御室非常用循環系計装 (6) 中央制御室外原子炉停止装置</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表34-2から表34-7に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表34-2から表34-7の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表34-1</p> <table border="1" data-bbox="699 846 837 1438"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測および制御設備</td> <td>表34-2から表34-7に定める所要チャンネル数、系統数および機能それぞれ適用モードにおいて動作可能※1であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-7に定める所要チャンネル数、系統数および機能それぞれ適用モードにおいて動作可能※1であること	<p>・第34条の変更については、記載の適正化でありサーベイベンチの実施方法及び頻度、要求される措置並びに要求される措置の完了時間の変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		
項目	運転上の制限								
第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-7に定める所要チャンネル数、系統数および機能それぞれ適用モードにおいて動作可能※1であること								

※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または戻動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 8.5 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 8.5-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備                      (2) 1 次冷却系のフリードアンドブリードをするための設備                      (3) 炉心注水をするための設備                      (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備                      (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備                      (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備                      (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備                      (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備                      (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備                      (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備                      (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備                      (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備                      (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備                      (14) 電源設備                      (15) 計装設備                      (16) 中央制御室                      (17) 監視測定設備                      (18) 緊急時対策所                      (19) 通信連絡を行うために必要な設備                      (20) その他の設備</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 8.5-2 から表 8.5-2.1 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8.5-2 から表 8.5-2.1 の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>表 8.5-1</p> <table border="1" data-bbox="1125 846 1348 1451"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 項で定める重大事故等対処設備</td> <td>(1) 表 8.5-2、表 8.5-1.2<sup>*1</sup>、表 8.5-1.6、表 8.5-1.8 および表 8.5-2.0 に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること                      (2) 表 8.5-3 から表 8.5-1.5<sup>*2</sup>、表 8.5-1.7、表 8.5-1.9 および表 8.5-2.1 については、各表内に定める<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：8.5-1.2-3 が該当                      ※2：表 8.5-3 から表 8.5-1.5 のうち、表 8.5-1.2 については、8.5-1.2-1、8.5-1.2-2 および 8.5-1.2-4 が該当                      ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	項目	運転上の制限	第 1 項で定める重大事故等対処設備	(1) 表 8.5-2、表 8.5-1.2 <sup>*1</sup> 、表 8.5-1.6、表 8.5-1.8 および表 8.5-2.0 に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表 8.5-3 から表 8.5-1.5 <sup>*2</sup> 、表 8.5-1.7、表 8.5-1.9 および表 8.5-2.1 については、各表内に定める <sup>*3</sup>	<p>記載の考え方</p> <p>・第 8.5 条の変更については、記載の適正化であり、サーベイランスの実施方法及び頻度、要求される措置並びに要求される措置の完了時間の変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>
項目	運転上の制限								
第 1 項で定める重大事故等対処設備	(1) 表 8.5-2、表 8.5-1.2 <sup>*1</sup> 、表 8.5-1.6、表 8.5-1.8 および表 8.5-2.0 に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表 8.5-3 から表 8.5-1.5 <sup>*2</sup> 、表 8.5-1.7、表 8.5-1.9 および表 8.5-2.1 については、各表内に定める <sup>*3</sup>								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																								
	<p>表 85-2-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>85-2-1 原子炉出力抑制（自動）※1</p> <table border="1" data-bbox="252 801 549 1417"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設定項目</th> <th>所定動作</th> <th>発生条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>確認事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. A.T.V.S. 異常検出</td> <td>モード1および2</td> <td>モード1異常発生</td> <td>A. A.T.V.S. 異常検出 原因は、異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。</td> <td>A.1 異常検出回路が動作していることである。 A.2 異常検出回路が動作していることである。 A.3 異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。</td> <td>0時間</td> <td>異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。</td> <td>異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。</td> </tr> <tr> <td>b. 原子炉出力抑制</td> <td>モード1および2</td> <td>モード1異常発生</td> <td>A.1 異常検出回路が動作していることである。 A.2 異常検出回路が動作していることである。 A.3 異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。</td> <td>A.1 異常検出回路が動作していることである。 A.2 異常検出回路が動作していることである。 A.3 異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。</td> <td>0時間</td> <td>異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。</td> <td>異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定項目	所定動作	発生条件	措置	完了時間	確認事項	備考	a. A.T.V.S. 異常検出	モード1および2	モード1異常発生	A. A.T.V.S. 異常検出 原因は、異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。	A.1 異常検出回路が動作していることである。 A.2 異常検出回路が動作していることである。 A.3 異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。	0時間	異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。	異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。	b. 原子炉出力抑制	モード1および2	モード1異常発生	A.1 異常検出回路が動作していることである。 A.2 異常検出回路が動作していることである。 A.3 異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。	A.1 異常検出回路が動作していることである。 A.2 異常検出回路が動作していることである。 A.3 異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。	0時間	異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。	異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。	<p>(以下略)</p> <p>第20条 (停止余裕) から第33条 (1/4炉心出力偏差)</p> <p>第35条 (DNB比) から第58条 (原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第60条 (アニュラス循環系) から第84条 (使用済燃料ピットの推移および水温)</p> <p>第86条 (1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施) および第86条の2 (安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)</p> <p>[変更なし]</p>				
機能	設定項目	所定動作	発生条件	措置	完了時間	確認事項	備考																							
a. A.T.V.S. 異常検出	モード1および2	モード1異常発生	A. A.T.V.S. 異常検出 原因は、異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。	A.1 異常検出回路が動作していることである。 A.2 異常検出回路が動作していることである。 A.3 異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。	0時間	異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。	異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。																							
b. 原子炉出力抑制	モード1および2	モード1異常発生	A.1 異常検出回路が動作していることである。 A.2 異常検出回路が動作していることである。 A.3 異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。	A.1 異常検出回路が動作していることである。 A.2 異常検出回路が動作していることである。 A.3 異常検出回路が動作していることである。 B. 異常検出回路が動作していることである。 C. 異常検出回路が動作していることである。	0時間	異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。	異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。 異常検出回路が動作していることである。																							
<p>八 発電用原子炉施設の運転に関するもの</p> <p>ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関するもの。</p>	<p>表用炉規則第92条第1項第8号ホ</p> <p>【発電用原子炉施設の運転の安全審査】</p>	<p>1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>																												
		<p>(原子炉発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子炉発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、施設する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第11条関連）</p> <p>(4) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(5) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>第8条 (原子炉発電安全委員会)</p> <p>[変更なし]</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子炉安全部門統括と原子炉技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p>	<p>原子炉発電の品安全に係る品質保証規程</p>	<p>・原子炉部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>																									

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
保安規定審査基準		記載すべき内容		記載の考え方	
保安規定審査基準		記載すべき内容		記載の考え方	
<p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準 【<u>実用炉規則第92条第1項第11号</u>】 【線量、線量当量、汚染の除去等】</p>	<p>原子炉施設保安規定 記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>	
	<p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>添付3 (重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6 関連)) 【<u>実用炉規則第92条第1項第16号関連</u>】(後述)にて整理]</p> <p>第105条の2 (管理区域の設定・解除) 第106条 (管理区域内における区域区分) 第109条 (管理区域出入者の遵守事項) 第113条 (床・壁等の除染) 第116条 (管理区域外等への搬出および運搬) 【変更なし】</p>	<p>・添付3の変更については、汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置に係る変更ではなく、審査基準の影響なし。</p>		
<p>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保安に関する措置に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準 【<u>設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保安に関する措置</u>】</p>				
	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含まれること。 イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>				
	<p>添付2 (火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2 関連)) (中略) 3 火山影響等、降雪発生時 (中略) 3. 7 その他関連する活動 (1) 原子炉安全・技術部門統括 (原子炉安全・技術) は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子炉安全・技術部門統括 (原子炉安全・技術) は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>4 地震 (中略) 4. 7 その他関連する活動 (1) 原子炉安全・技術部門統括 (原子炉安全・技術) および原子炉安全・技術部門統括 (土木建築) は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 原子炉安全・技術部門統括 (原子炉安全・技術) および原子炉</p>		<p>・本店の組織改正に伴い、原子炉安全部門統括と原子炉技術部門統括を統合した記載に変更した。 ・本店の組織改正に伴い、原子炉技術部門統括 (土木建築) の名称を変更する。 (職務の変更はなし)</p>	<p>原子炉発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>・原子炉部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p> <p>5 津波</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (中略)</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>6 竜巻 (中略)</p> <p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（安全・原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（安全・原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>第18条（火災発生時の体制の整備） [変更なし]</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子力技術部門統括（土木建築）の名称を変更する。（職務の変更はなし）</p>	<p>該当規定文書</p> <p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <p>・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>
	<p>保安規定審査基準</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <p>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能</p>	<p>第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備） [実用炉規則第92条第1項第8号イからハ関連]（前述）にて整理]</p> <p>添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連） [実用炉規則第92条第1項第16号関連]（前述）にて整理]</p>	<p>・第18条の2の2および添付2の変更については、火山現象による影響に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
	<p>維持するための対策に関すること。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>（重大事故等発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限を定め、保安規定記載の職務内容を定める。</p>
	<p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連））</p> <p>(中略)</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限を定め、保安規定記載の職務内容を定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>ために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、<u>原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)</u>は、原子力設備班を統括する。</p> <p>ウ 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減および放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)、<u>原子力安全・技術部門統括(土木建築)</u>および原子力発電部門統括は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子力技術部門統括(土木建築)の名称を変更する。(職務の変更はなし)</p>	<p>原子力発電の品質保証規程</p>	<p>・原子力部門における品質マネジメントに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、概ね低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることができるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによつて、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果に基づき、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、概ね低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることができるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによつて、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果に基づき、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限と定め、保安規定記載の職務内容を定める。</p>
<p>二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のアロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確</p>	<p>二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のアロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のアロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限と定め、保安規定記載の職務内容を定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容 (以下略)	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損傷発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p>	<p>添付3（重大事故等および大規模損傷対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）） （中略）</p> <p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 （1）安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損傷（以下、「大規模損傷」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損傷発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損傷発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要旨にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損傷発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の発電所対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損傷発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるような教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備 ウ 支援体制の確立 (7) 本店対策本部体制の確立 社長は、原子炉施設において大規模損傷が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。 また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時においては、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。 統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じ</p>			
			<p>・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>て、原子炉災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものにて代行させる。</p> <p>(1) 外部支援体制の確立 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。 また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。 （中略）</p> <p>2. 3 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、2. 1項および2. 2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>			
	<p>(4) 必要な機能を維持するための活動をを行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p>	<p>第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備） [実用炉規則第92条第1項第8号イからハ号関連]（前記）にて整理] 第18条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備） [実用炉規則第92条第1項第8号イからハ号関連]（前記）にて整理] 第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備） [実用炉規則第92条第1項第16号関連]（前記）にて整理] 第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備） [実用炉規則第92条第1項第16号関連]（前記）にて整理] 添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）） [実用炉規則第92条第1項第16号関連]（前記）にて整理] 添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）） [実用炉規則第92条第1項第16号関連]（前記）にて整理] 第18条（火災発生時の体制の整備） 第18条の2（内部溢水発生時の体制の整備） 第18条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備） 第18条の4（資機材等の整備） [変更なし]</p>	<p>・第18条の2の2、第18条の3、第18条の5、第18条の6、添付2および添付3の変更については、必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車等に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		
<p>十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】</p>				
	<p>1. 発電用原子炉施設に係る保安に関するし、必要な記録を適正に作成</p>	<p>第3条（品質マネジメントシステム計画） [実用炉規則第92条第1項第2号関連]（前記）にて整理]</p>	<p>・第3条の変更については、必要な記録の作成および</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第133条(記録) [変更なし]	び管理に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。		
二十 第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に關すること。	【不適合発生時の情報の公開】 実用炉規則第92条第1項第20号				
	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条(品質マネジメントシステム計画) [実用炉規則第92条第1項第2号関連] (前述)にて整理]	・第3条の変更については、不適合が発生した場合の公開基準に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>2. 情報の公開に関し、原子炉施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。</p>	<p>第3条(品質マネジメントシステム計画) [実用炉規則第92条第1項第2号関連] (前述)にて整理]</p>	<p>・ 第3条の変更については、原子炉施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
関連する実用炉規則	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
<p>(保安規定) 第九十二条 (略) 第三 法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二の四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。</p>	<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>第138条（関係法令および本規定の遵守） 〔実用炉規則第92条第3項第1号関連〕（後述）にて整理] 第139条（品質マネジメントシステム計画） 〔実用炉規則第92条第3項第2号関連〕（後述）にて整理]</p>	<p>・第138条および第139条の變更については、要領書、手順書その他保安に関する文書の變更および遵守に係る變更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		
<p>二 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に実施に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となつていないこと。</p>	<p>1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書とともに、これを遵守することと定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>(関係法令および本規定の遵守) 第138条 第139条に基づき保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。 2. 社長は、以下の事項を実施する。 (1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。 (2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。 3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門コンプライアンス意識推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。 (1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第140条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。 (2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。 (3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。 (4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。 4. 第140条（保安に関する組織）の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>安全文化通達</p>	<p>・コンプライアンス意識の向上のための活動に係る年度計画および年次結果評価を含む事項を審議する会議について、保安規定記載の会議名称に変更を行う。</p>	



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	社内規定文書	
	2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第139条 (品質マネジメントシステム計画) [実用炉規則第92条第3項第2号関連] (前述) にて整理]	記載の考え方 ・第139条の変更については、QMSに係る文書の階層的な体系における位置付けに係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	該当規定文書 記載内容の概要
三	廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けを含む。)	【実用炉規則第92条第3項第3号】 【廃止措置に係る品質マネジメントシステム】 前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	・第139条の変更については、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	
四	廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。	【実用炉規則第92条第4号】 【廃止措置を行う者の職務及び組織】 1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。		
		(保安に関する組織) 第140条 発電所の保安に関する組織は、図140のとおりとする。 図140		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本店の組織改正に伴い、原子炉安全部門統括と原子炉技術部門統括を統合する。</li> <li>・本店の組織改正に伴い、原子炉技術部門統括(土木建築)の名称を変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</li> </ul>

(以下略)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
七 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する事。	保安規定審査基準 【 発電用原子炉施設の運転の安全審査】	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第14.1条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第138条第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(6)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保全(原子力安全・技術部門統括(土木建築)および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括(土木建築)は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電施設の設計・保全および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に伴う業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第3条8.2.4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子力技術部門統括(土木建築)の名称を変更する。(職務の変更はなし)</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子燃料部門統括が所管していた原子燃料サイクルに関する品質保証活動業務について、原子力発電部門統括へ移管するよう記載を変更した。(原子燃料部門統括が所管していた当該職務については削除した)</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定			社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
	<p>1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(原子炉発電安全委員会) 第142条 本店に原子炉発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。 2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 廃止措置計画の変更 (3) 原子炉施設保安規定の変更 (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会で定めた事項 3. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の廃止措置主任者に加え、委員長が指名した者で構成する。 第143条（原子炉発電安全運営委員会） [変更なし]</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子炉安全部門統括と原子炉技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p>	<p>原子炉発電の品質保証規程</p>	<p>・原子炉部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>	
<p>十六 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>【実用炉規則第92条第3項第16号】 【発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】</p>	<p>第139条（品質マネジメントシステム計画） 【実用炉規則第92条第3項第2号関連】（前述）にて整理] 第203条（記録） [変更なし]</p>	<p>・第139条の変更については、必要な記録の作成および管理に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>			
<p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>【実用炉規則第92条第3項第19号】 【不適合に関する情報の公開】</p>	<p>第139条（品質マネジメントシステム計画） 【実用炉規則第92条第3項第2号関連】（前述）にて整理]</p>	<p>・第139条の変更については、不適合が発生した場合の公開基準に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>			
	<p>2) 情報の公開に関し、原子炉施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。</p>	<p>第139条（品質マネジメントシステム計画） 【実用炉規則第92条第3項第2号関連】（前述）にて整理]</p>	<p>・第139条の変更については、原子炉施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>			



## 美浜発電所原子炉施設保安規定

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

## 目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

## 1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書（DB、技術的能力）の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### （1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

#### 2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

### （2）保安規定の記載方針

上述の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

- ① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。  
ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。
- ② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、(1) 項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて2次文書他に記載する。  
また、2次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。
- ③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2および添付3に記載する。
- ④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。  
ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

## 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目		説 明 内 容
設置変更許可申請書 【本文】		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。</li> <li>○「青字（青下線）」により、変更申請箇所のうち、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> <li>○「緑字（緑下線）」により、変更申請箇所のうち、関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> </ul>
設置変更許可申請書 【添付書類】		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。</li> <li>○「青字（青下線）」により、変更申請箇所のうち、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> <li>○「緑字（緑下線）」により、変更申請箇所のうち、関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> </ul>
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</li> <li>○「黒字（赤下線）」により、変更申請箇所を明確にする。</li> <li>○「青字（青下線）」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。</li> </ul>
	記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○保安規定及び社内規定文書（2次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。</li> </ul>
社内規定文書	該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。
	記載内容の概要	○関連する社内規定文書（2次文書）の具体的な記載内容を記載する。

3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

上流文書（設置変更許可申請書）	保安規定対象条文
本文十一号	第4条、第5条 第140条、第141条



設置変更許可申請書 (本文) 2020. 4. 1 届出	設置変更許可申請書 (添付書類)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>務を含む)。</p> <p>(7) <u>原子力安全・技術部門統括 (土木建築)</u> は、<u>原子力発電施設</u>の土木設備、建築物に係る設計・保安 (原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する (その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(8) <u>原子力発電部門統括</u>は、<u>原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動</u>、<u>原子力発電所の運転保守</u>、<u>放射線管理</u>、<u>放射線廃棄物管理</u>、<u>原子力発電施設</u>の設計・保安に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、<u>原子燃料サイクル (原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)</u>に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、<u>原子燃料サイクルの契約に関する業務</u>を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「<u>原子力発電の安全に係る品質保証規程</u>」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、<u>原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務</u>を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、<u>環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務</u>を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「<u>職制規程</u>」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子力技術部門統括 (土木建築) の名称を変更する。(職務の変更はなし)</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子燃料部門統括が所管していた原子燃料サイクルに関する品質保証活動業務について、原子力発電部門統括へ移管するよう記載を変更した。 (原子燃料部門統括が所管していた当該職務については削除した)</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>



設置変更許可申請書 (本文) 2020.4.1 届出	設置変更許可申請書 (添付書類)	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		<p>(7) <u>原子炉安全・技術部門統括 (土木建築)</u> は、原子炉発電部施設<sup>1</sup>の土木設備、建築物に係る設計・保安 (原子炉発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) <u>原子炉発電部門統括</u>は、原子炉発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子炉発電施設<sup>2</sup>の設計・保安および廃止措置ならびに原子炉発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(9) <u>原子燃料部門統括</u>は、原子燃料サイクル (原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子炉発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子炉部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第3条8.2.4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するためには必要場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、原子燃料部門統括 (土木建築) の名称を変更する。(職務の変更はなし)</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子燃料部門統括が所管していた原子燃料サイクルに関する品質保証活動業務について、原子炉発電部門統括へ移行するよう記載を変更した。 (原子燃料部門統括が所管していた当該職務については削除した)</p>	<p>原子炉発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>・原子炉部門における品質マネジメントに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>